

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、り患した生徒は登校できない期間です（出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません。）。

つきましては、下表にある感染症*にり患した場合、医師の指示等により感染のおそれなくなり登校を再開する際には、「登校許可(治癒証明)書」に医師の証明を受け、担任宛てご提出ください。

なお、医療機関によっては書類発行時の文書料等がかかることがあり、自己負担となりますことをあらかじめご了承ください。

※ 文部科学省、厚生労働省からの通知(令和4年11月)に基づき、医療のひっ迫を回避するため、新型コロナウイルスのほか、インフルエンザについても登校許可(治癒証明)書の提出は不要とします。

本感染症にり患した場合、担任宛てご連絡ください。

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準等

令和5年5月8日改訂

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。)、 中東呼吸器症候群 (MERSコロナウイルスであるものに限る。)、 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症とみなします。(学校保健安全法施行規則第18条第2項)
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが出た後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん(三日ばしか)	発しんが消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	全ての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症(病原体が β -コロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る。)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第三種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症* <その他の感染症の例> 溶連菌感染症、A型肝炎、B型肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで ※ 必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として措置を取ることができる

*出席停止期間の基準が「〇〇後△日を経過するまで」とした場合は、「〇〇」という現象が見られた日の翌日を第1日として算出する。

*ただし、第二種については病状により学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認めた時は、この限りではない。

登校許可（治療証明）書

保護者記入欄

東京都立武蔵村山高等学校

_____ 学年 _____ 組 _____ 番

生徒氏名 _____

生年月日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 生まれ

保護者氏名 _____

医療機関記入欄

上の者は、下記疾病により療養し、感染のおそれなくなりましたので登校を許可します。

療養期間

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ～ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

診 断 名 [_____]

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名：
(ゴム印等)

医 師 名：

Ⓜ

担任 → 教務(コピー)
→ 保健室(原本)